

県民の皆様へ 感染対策の徹底をお願いします！

—自分自身と大切な人の命を守るために—

基本的な感染対策を徹底しましょう！



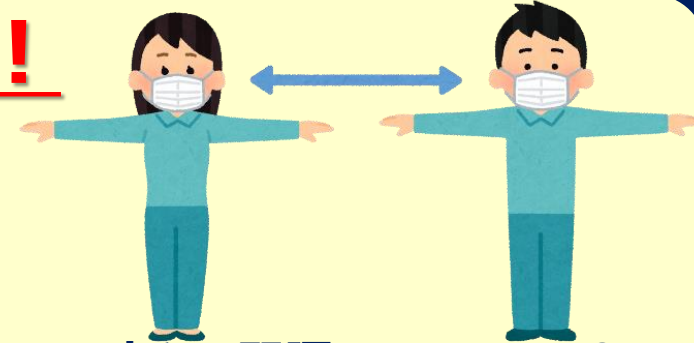
外出・会話時はマスクを
正しく着用（不織布マスク推奨）



こまめな手洗い・消毒



窓を開けるなど
こまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m
(最低1m)取りましょう

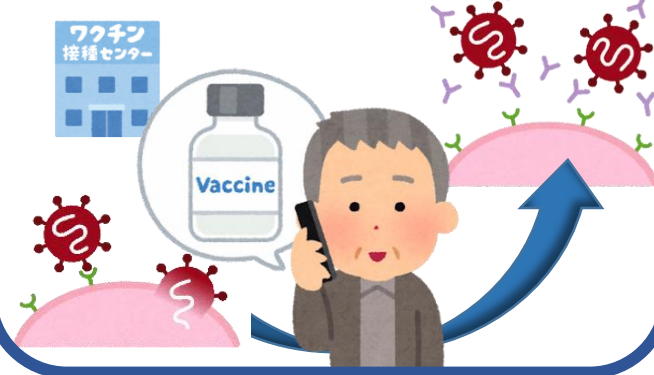
**会食は4人以下で
お願いします！**



**発熱や喉の痛みなど
症状がある場合は、
外出を控えましょう！**



順番がきたら、
ワクチンを接種して
免疫を獲得しましょう！



**テレワーク・Web
会議**を活用してください！



発熱など症状がある場合は、かかりつけ医 または コロナ診療・検査医療機関 に、**まずは電話**でご相談ください。

福島県 コロナ 発熱 🔍

第124回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和4年3月25日（金） 16:15～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

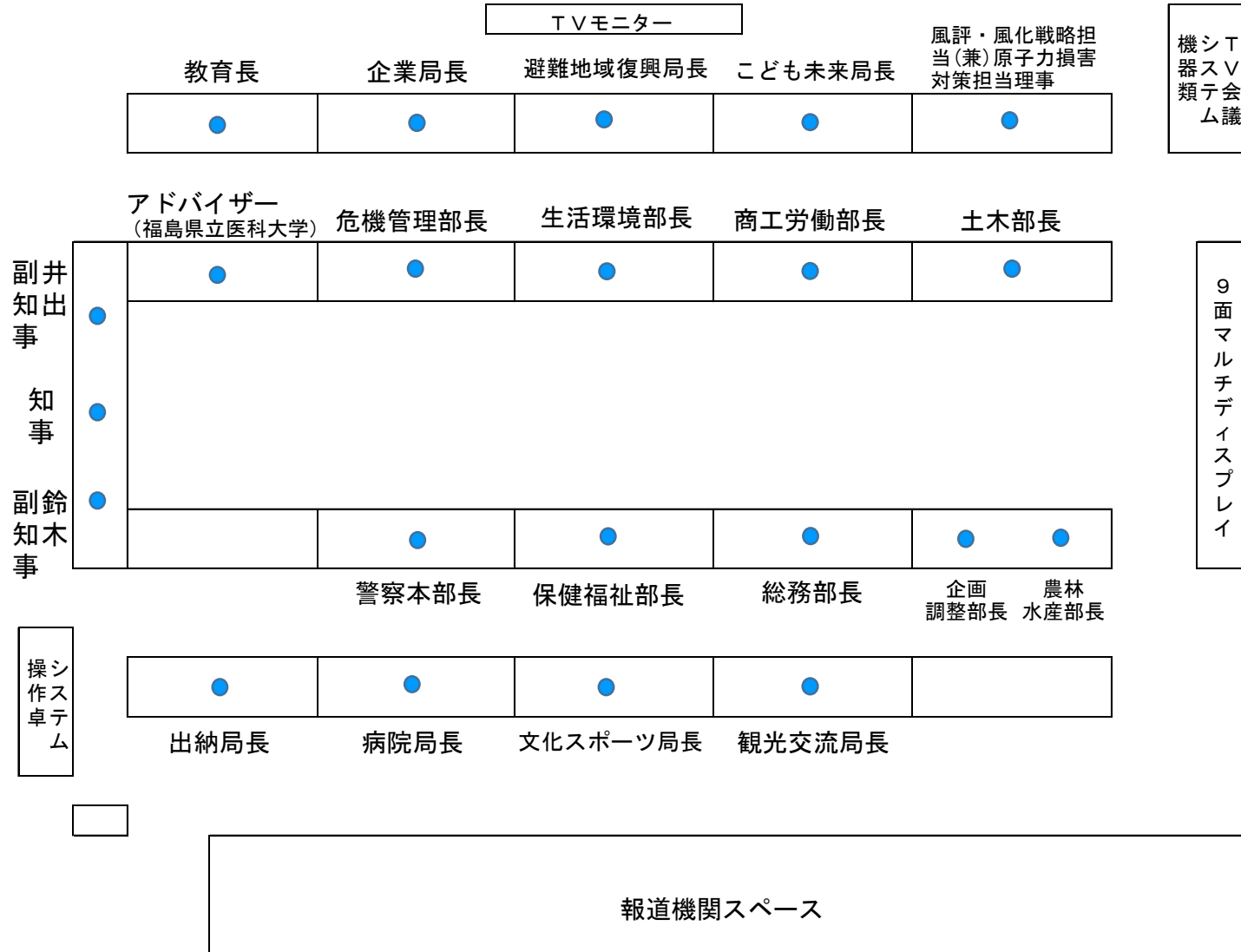
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 無料検査の期間の延長について
- (3) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (4) その他

2 資 料

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】 無料検査の期間の延長について
- 【資料4】 新型コロナワクチンの接種状況等について
- 【資料5】 感染拡大防止重点対策について
- 【資料6】 新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第124回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀 雅雄	
2		副知事	鈴木 正晃	
3		副知事	井出 孝利	
4	総務部	部長	戸田 光昭	
5	危機管理部	部長	大島 幸一	
6	企画調整部	部長	橘 清司	
7	避難地域復興局	局長	守岡 文浩	
8	文化スポーツ局	局長	小笠原 敦子	
9	生活環境部	部長	渡辺 仁	
10	保健福祉部	部長	伊藤 剛	
11	こども未来局	局長	鈴木 竜次	
12	商工労働部	部長	安齋 浩記	
13	観光交流局	局長	國分 守	
14	農林水産部	部長	小柴 宏幸	
15	土木部	部長	猪股 慶藏	
16	出納局	局長	高荒 由幾	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理事	白石 孝之	
18	企業局	局長	佐々木 秀三	
19	病院局	局長	安達 和久	
20	教育委員会	教育長	鈴木 淳一	
21	警察本部	本部長	児嶋 洋平	
○	福島県感染症対策 アドバイザー	県立医科大学 教授	金光 敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス 感染症対策本部	事務局 長	三浦 爾	
2	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総括担 当長	菅野 俊彦	
3	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総括班 長	有我 兼一	
4	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総括班 長(兼)医療 対策班 長	金成 由美子	
5	新型コロナウイルス 感染症対策本部	医療 対策 班 長	玉川 啓	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和4年3月24日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	33,436人
（うち死亡者数	193人）

(性別)

男性	17,294人
女性	16,142人

(年代別)

10歳未満	5,249人
10代	5,287人
20代	4,608人
30代	5,071人
40代	4,820人
50代	3,212人
60代	2,327人
70代	1,393人
80代	975人
90歳以上	484人
その他	10人

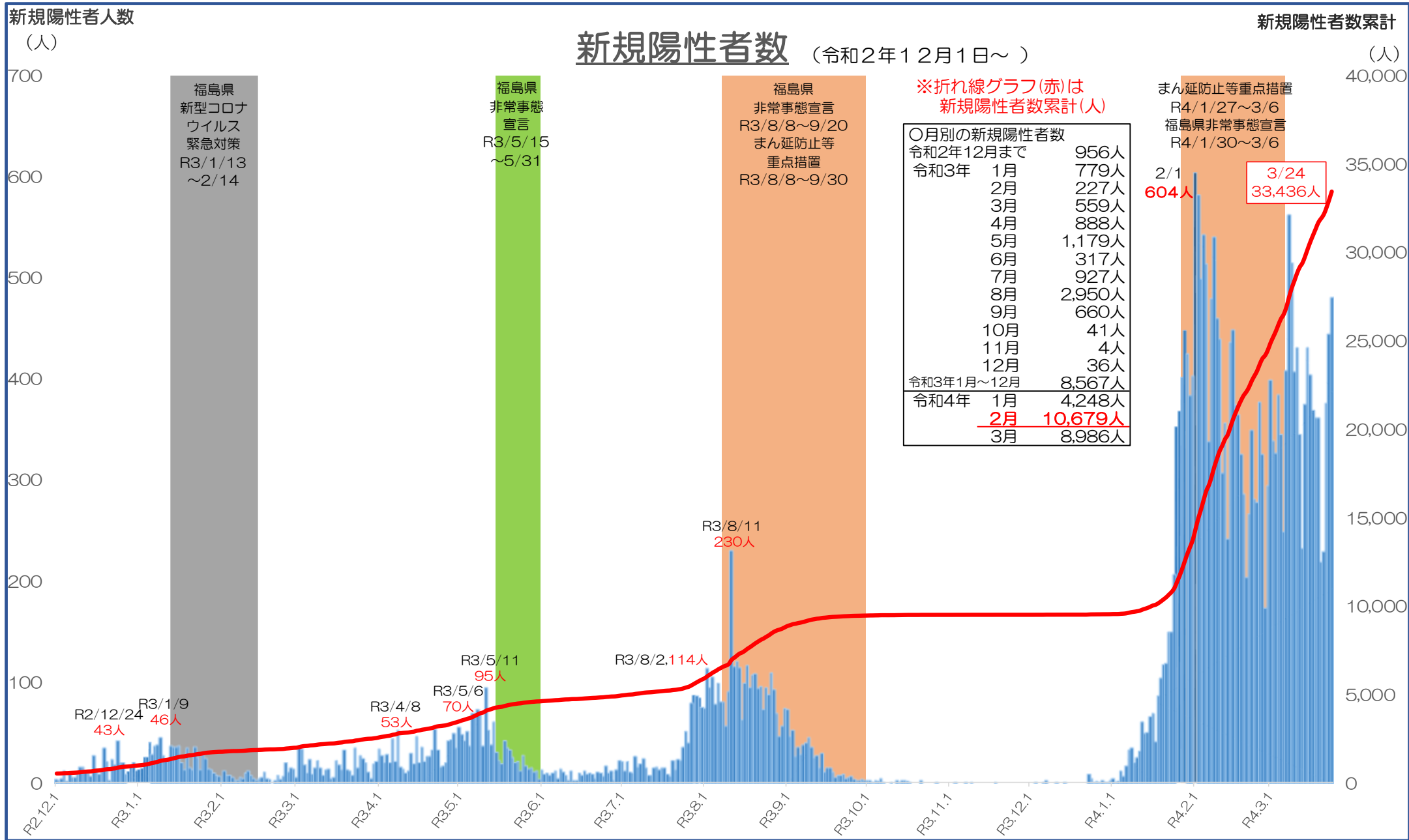
○療養者の状況

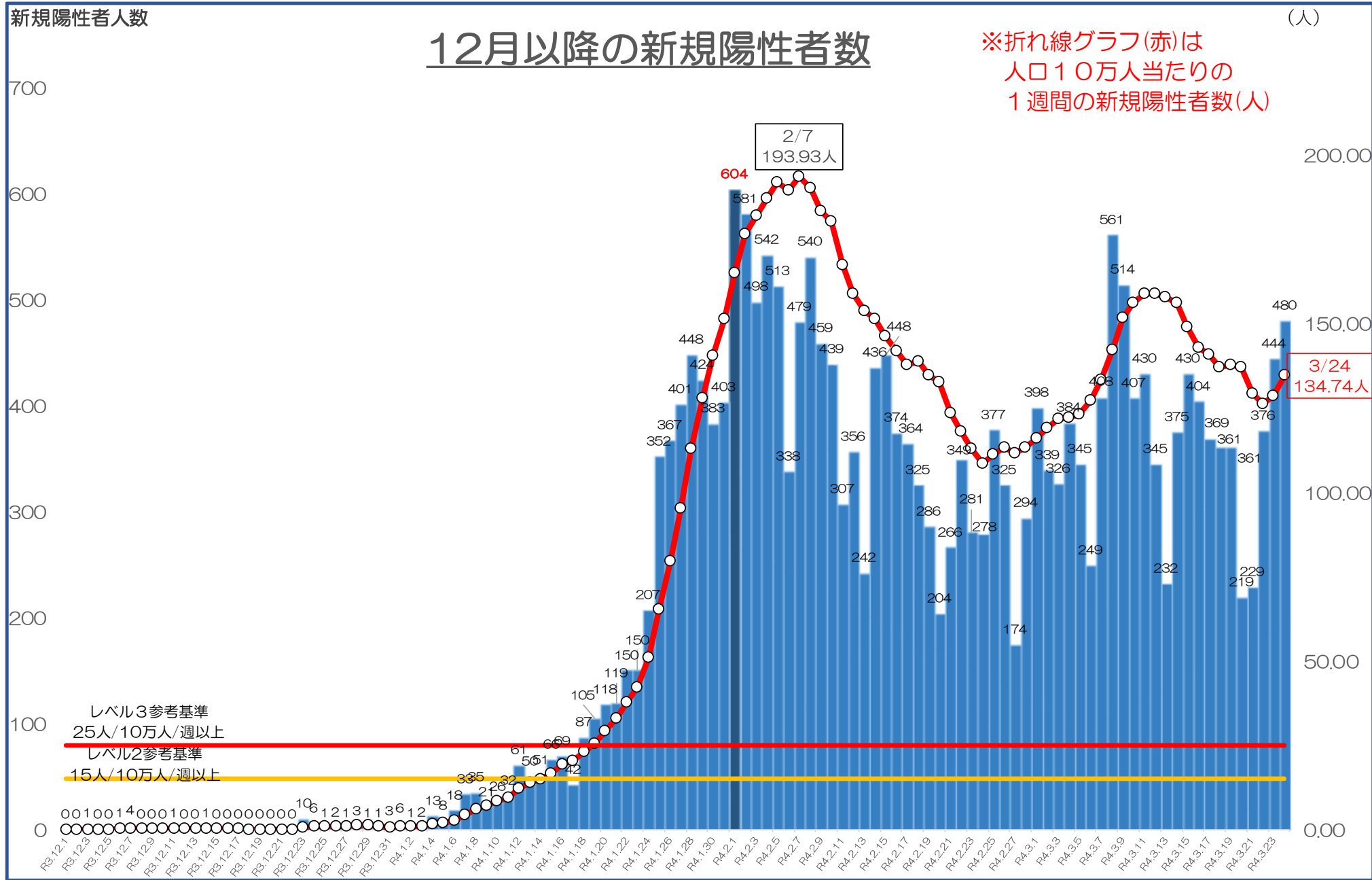
入院者数	179人
（うち重症者数	1人）
宿泊療養施設入所者数	375人
自宅療養者数	2,640人
療養先調整中の人数	186人
療養者数（合計）	3,380人

○退院・退所者等数（死亡者含む） 30,056人

【病床等の状況】

確保病床数（通常時最大）	743床
（緊急時最大）	827床
（うち重症者用病床数	47床）
病床使用率	24.1%
（うち重症者用病床使用率	2.1%
宿泊療養確保室数（稼働室数）	1,547室
※3月25日～（確保見込み室数）	1,547室

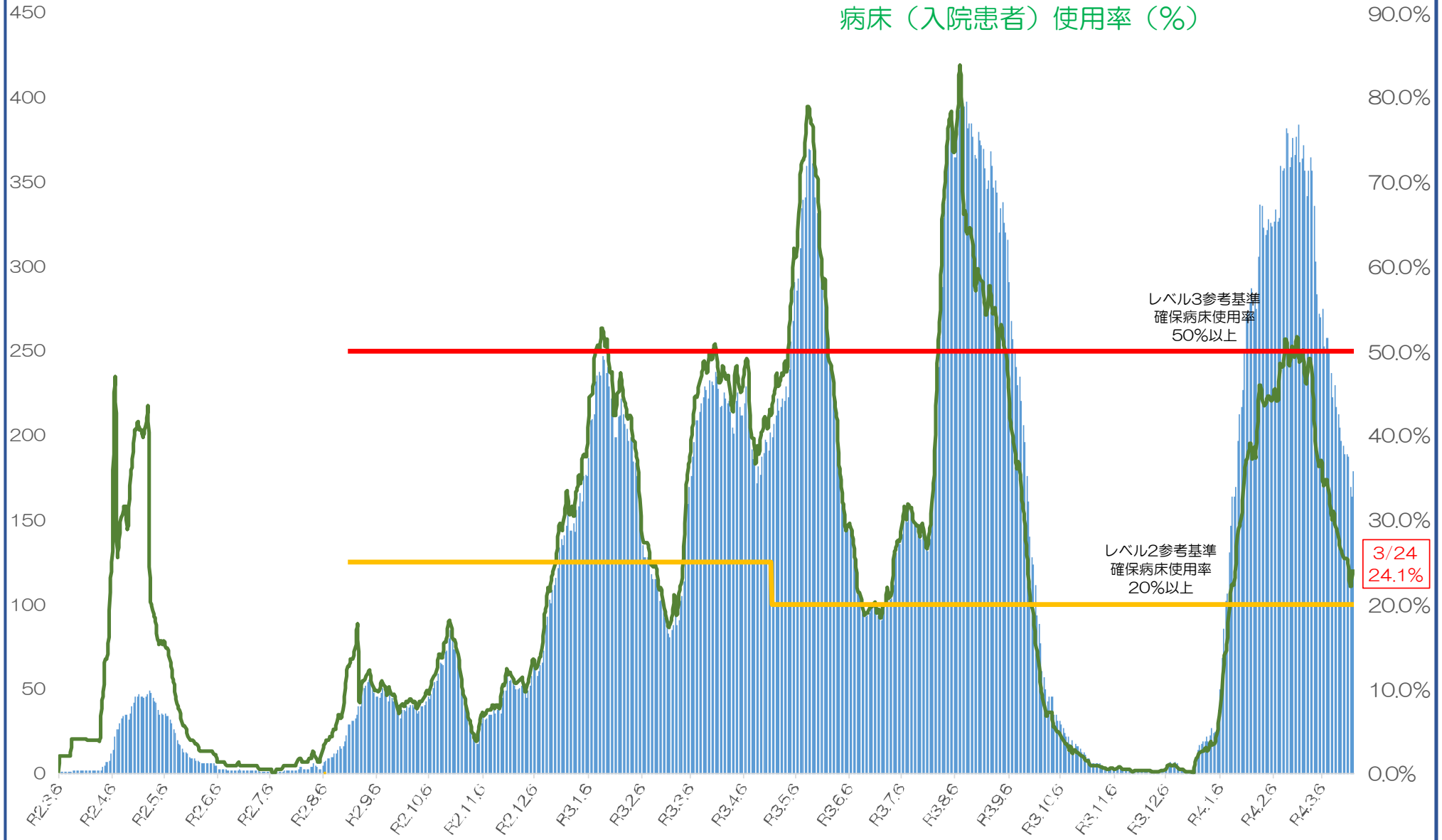




入院患者
実人数

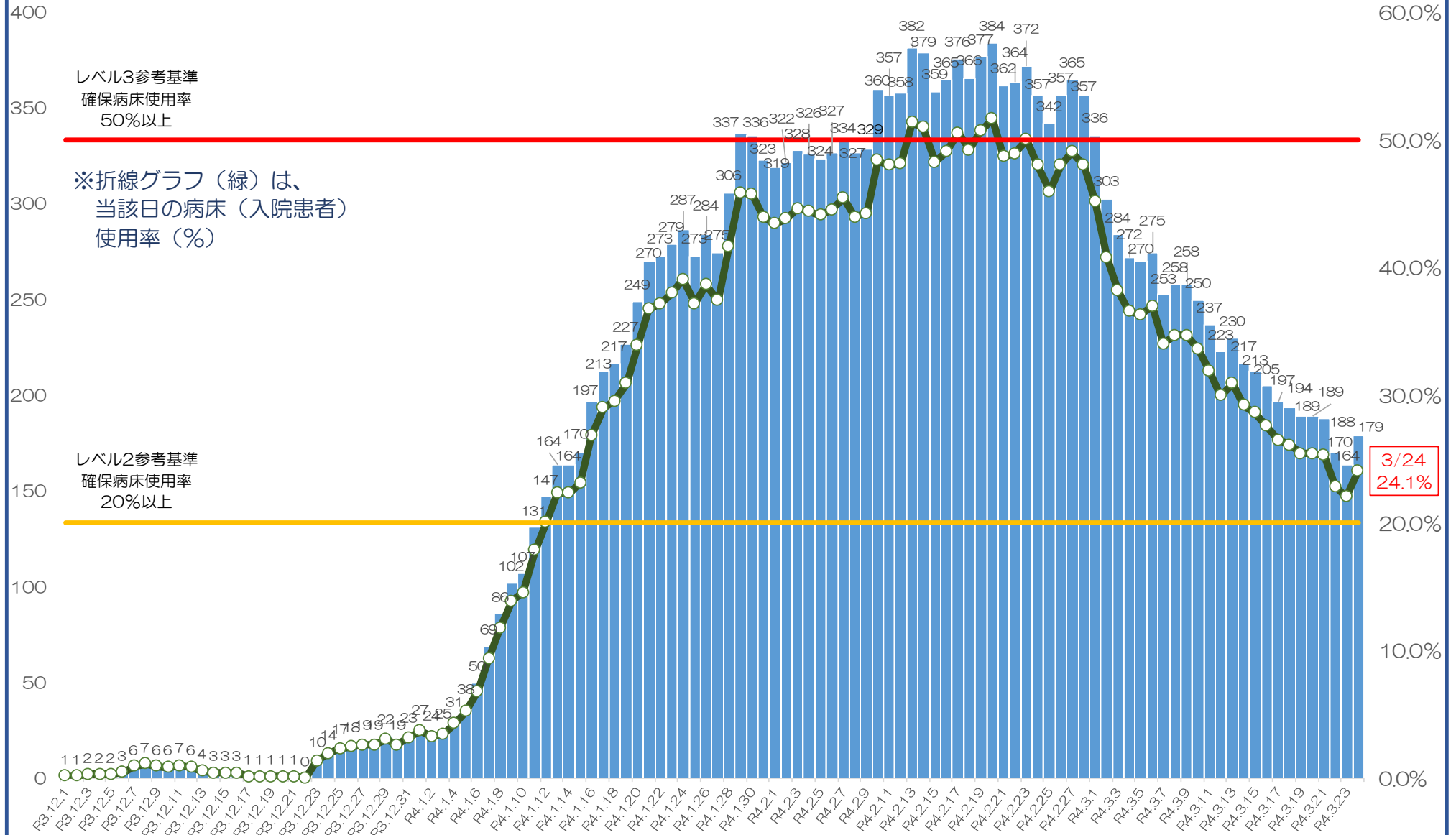
入院患者数

※折線グラフ（緑）は、当該日の
病床（入院患者）使用率（%）

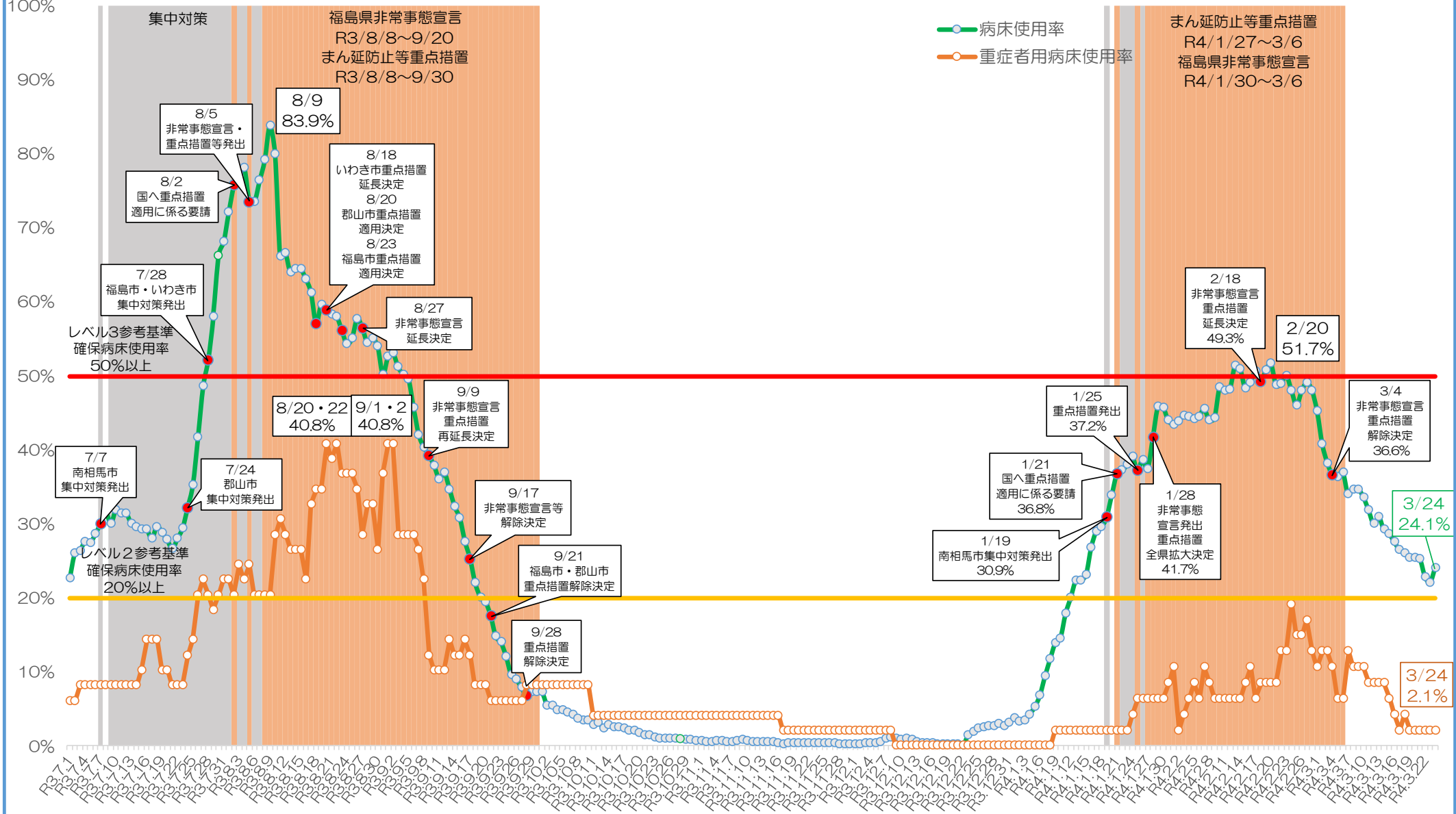


12月以降の病床使用率及び入院患者数

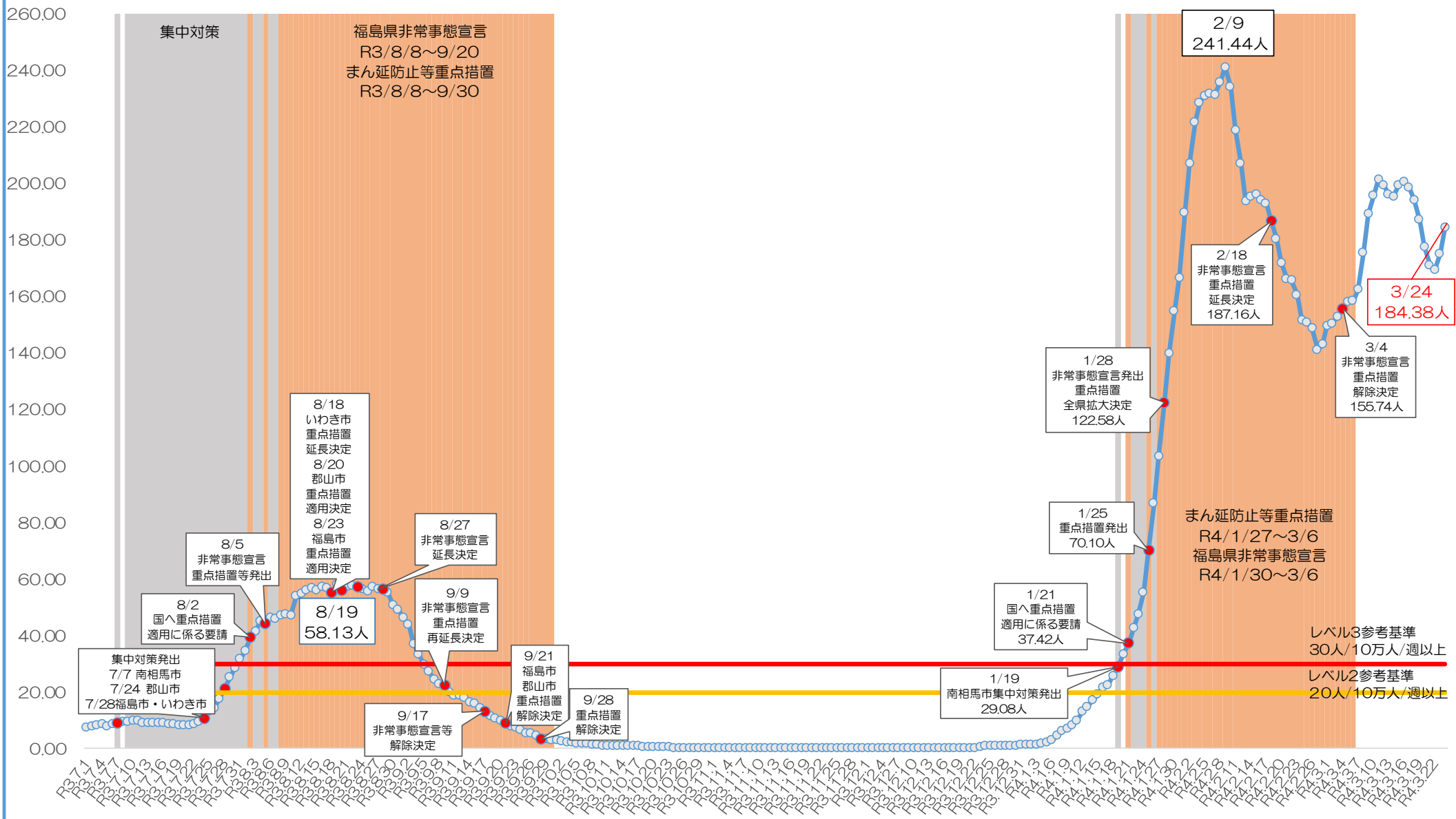
入院患者
実人数



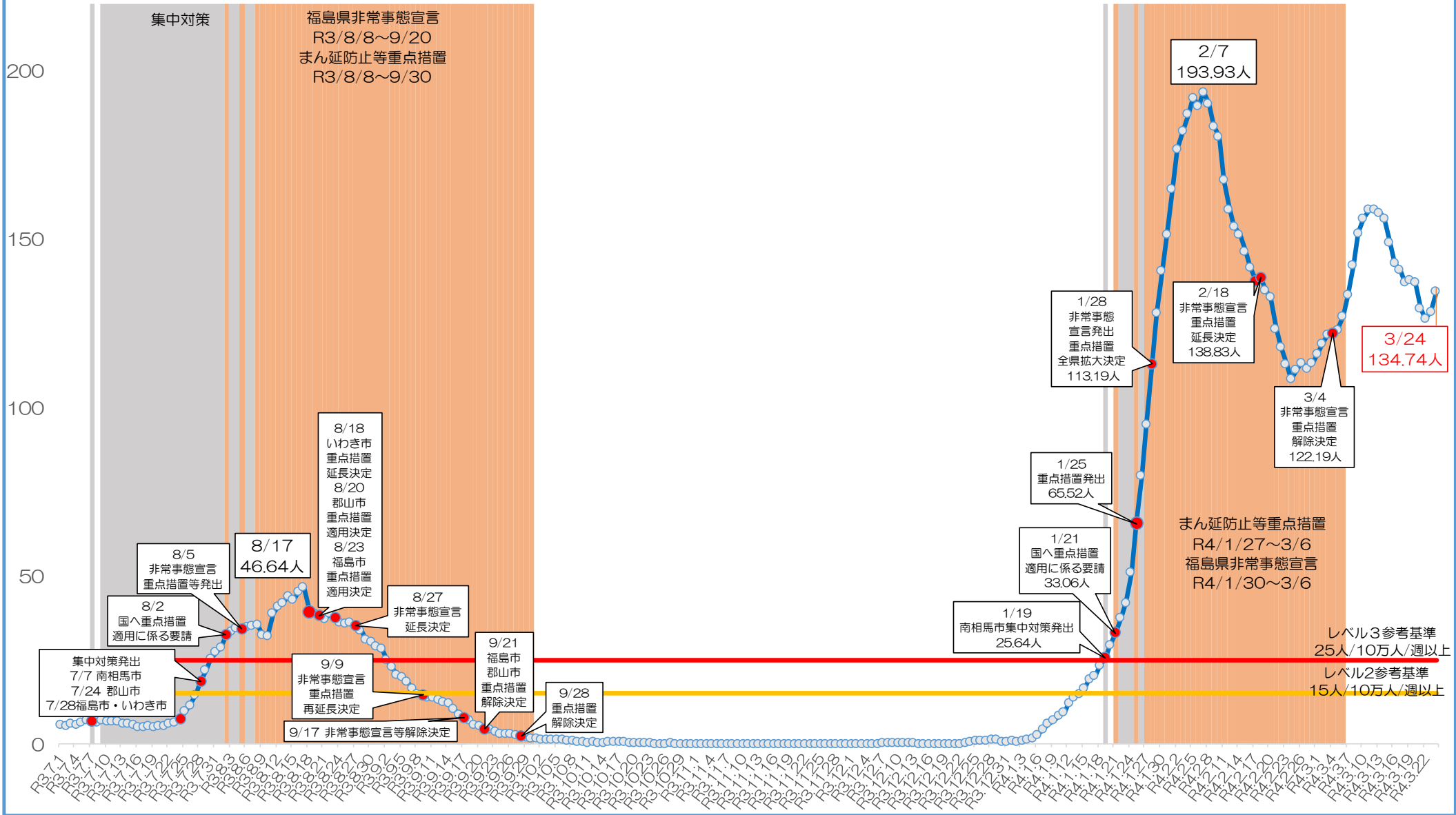
病床使用率及び重症者用病床使用率 (令和3年7月1日～)



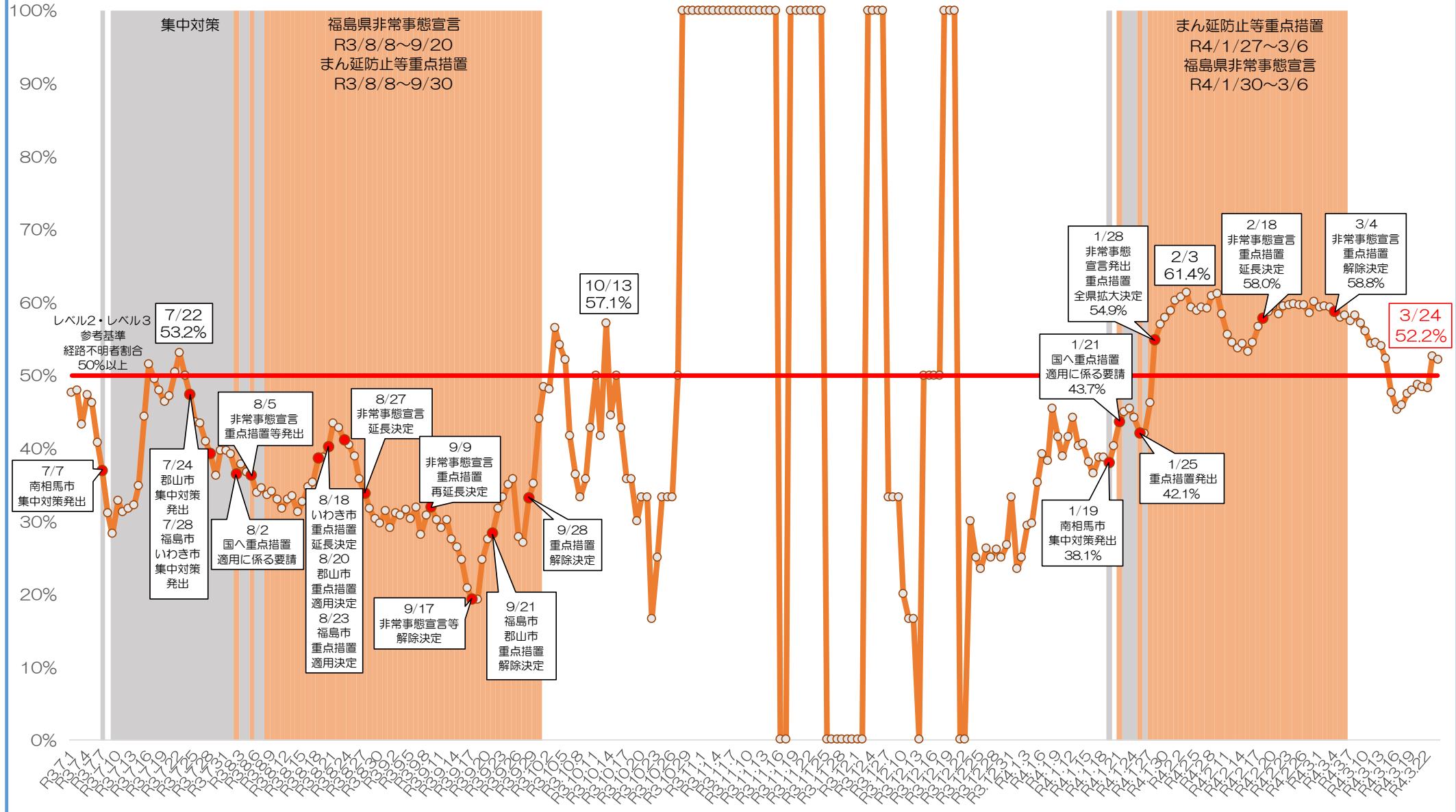
人口10万人当たりの療養者数 (令和3年7月1日～)



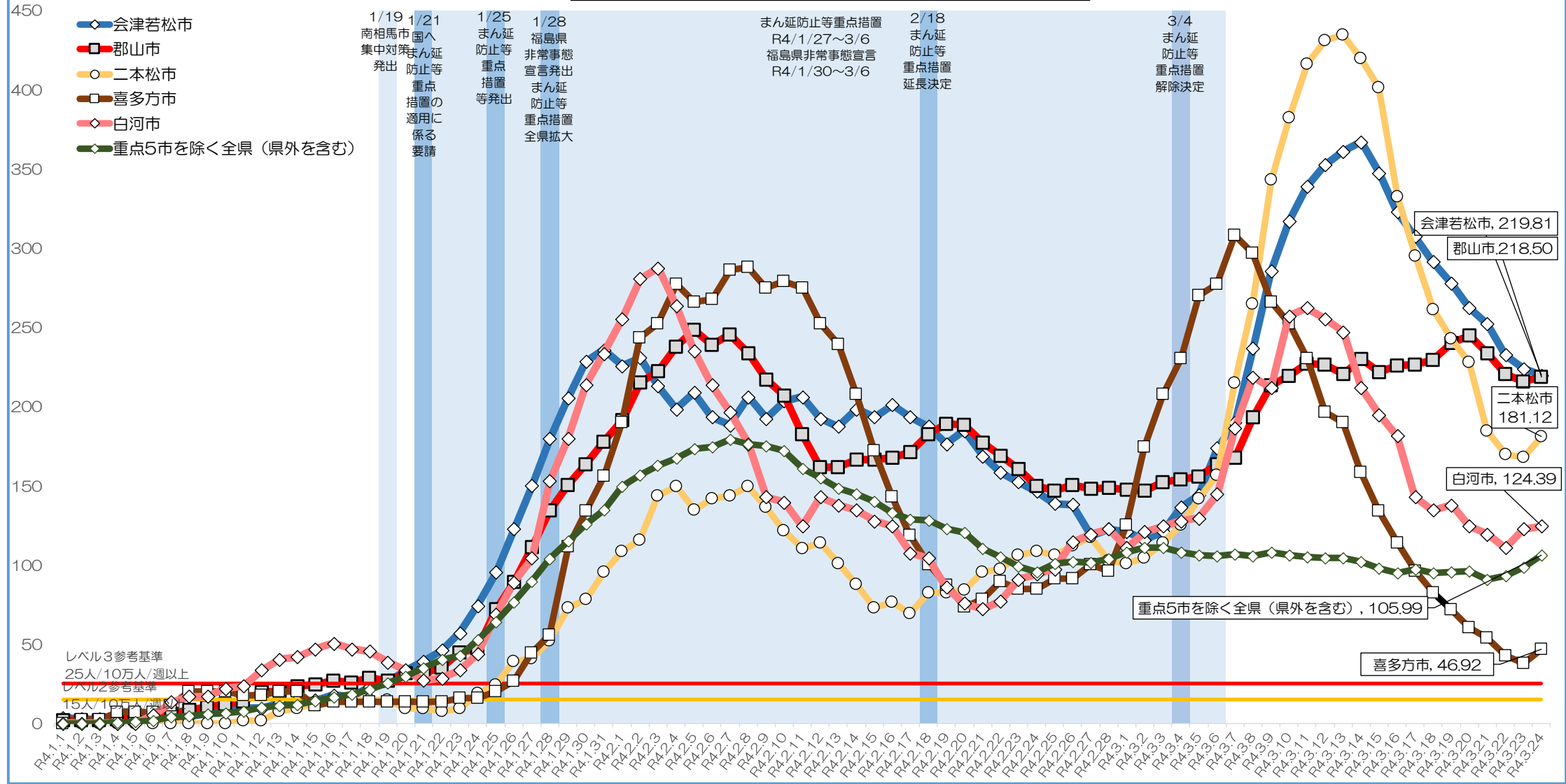
人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数 (令和3年7月1日～)



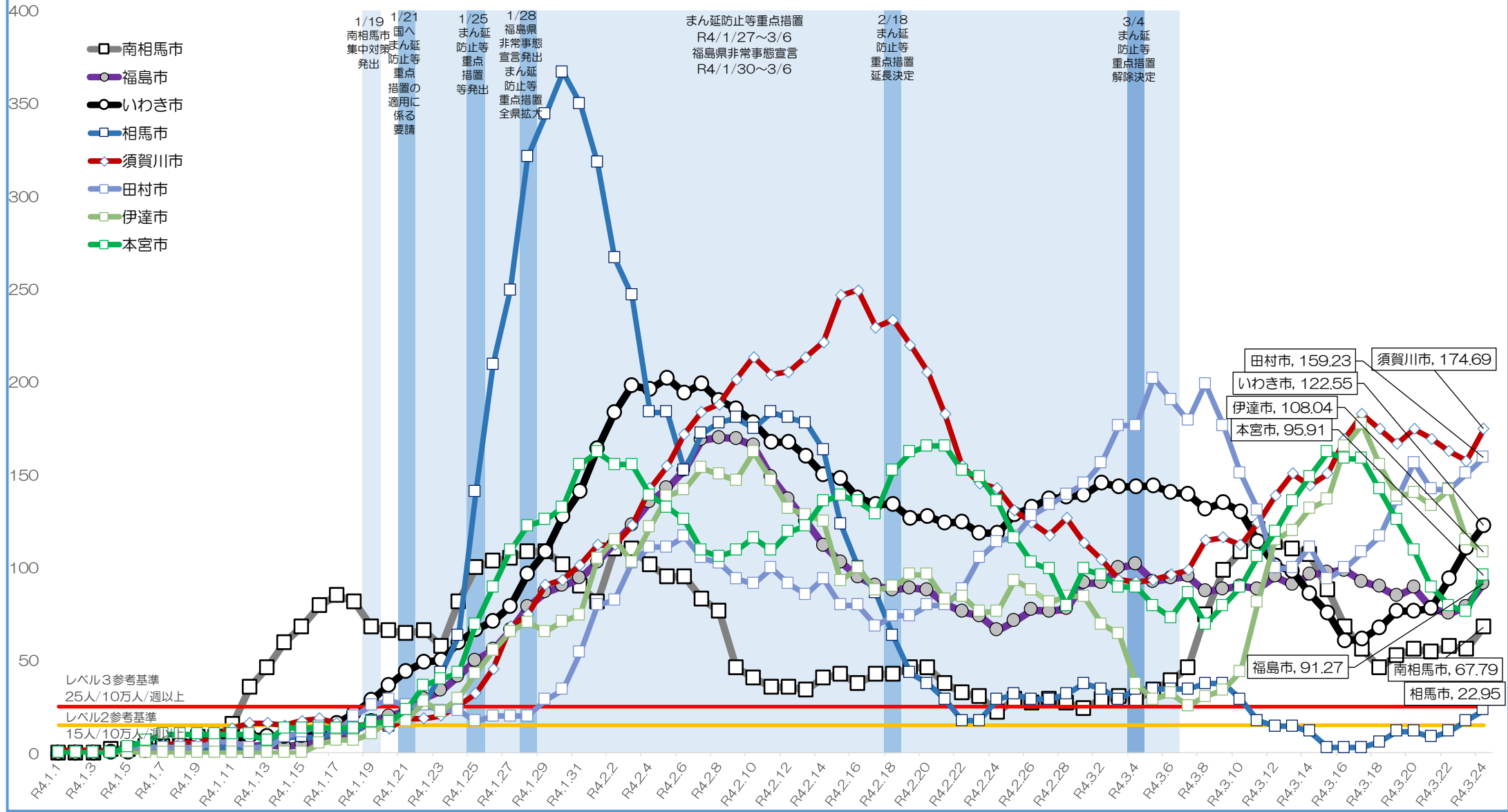
1週間当たりの感染経路不明者割合 (令和3年7月1日～)



会津若松市・郡山市・白河市・喜多方市・二本松市（重点措置対象）における 人口10万人当たりの1週間新規陽性者数（令和4年1月1日～）



重点5市を除く各市における人口10万人当たりの1週間新規陽性者数 (令和4年1月1日～)



【参考】
レベル判断の参考とするモニタリング指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①病床の逼迫具合				②療養者数 〔10万人当たり〕	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり ／1週間〕	⑤感染経路 不明割合 (1週間)
	入院医療		重症者用病床					
	確保病床の 使用率	予測ツールによる 病床数の推計 〔3週間後の 必要病床数〕	入院率	確保病床の 使用率				
本県の現状 (直近1週間) (3/18~3/24)	24.1% 〔 $\frac{179}{743}$ 床〕	(参考) 20.9% 〔 $\frac{155}{743}$ 床〕	(参考) 5.3% 〔 $\frac{179}{3,380}$ 人〕	2.1% 〔 $\frac{1}{47}$ 床〕	184.38人 〔3,380人〕	(参考) 15.7% 〔 $\frac{2,318}{14,748}$ 件〕	(参考) 134.74人 〔2,470人〕	52.2% 〔 $\frac{1,289}{2,470}$ 人〕

※カッコ内は福島県の数値

レベル2の 参考基準	20%以上 (149/743床以上)	(参考) (50%以上) (372/743床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/47床以上)	20人以上 (367人以上)	5%以上	15人以上 (275人以上)	50%以上 ※直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合
レベル3の 参考基準	50%以上 (372/743床以上)	(参考) (80%以上) (595/743床以上)	(参考) (25%以下) (入院者数/療養者数)	50%以上 (24/47床以上)	30人以上 (550人以上)	(参考) (10%以上)	(参考) (25人以上) (459人以上)	(参考) 50%以上 ※直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合

レベル1からレベル2への移行基準

→レベル2の指標が1つでも該当する場合にレベル2に引き上げる。

レベル2からレベル3への移行基準

→レベル3の指標が1つでも該当する場合にレベル3に引き上げる。
なお、レベル判断にあたっては、病床のひっ迫具合を重視する。

これらをベースに総合的に判断する。

※予測ツールによる病床数の推計（3週間後の必要病床数）については、国の指標の取り扱いにあわせ、参考指標とした。（令和4年1月14日）

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位 5 都道府県）

人口10万人当たりの直近1週間の
新規陽性者数（上位 5 都道府県）

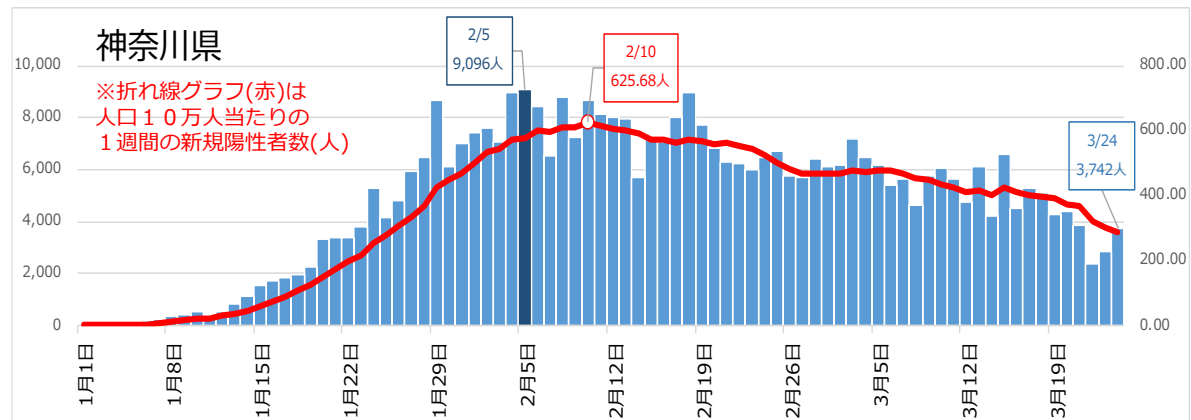
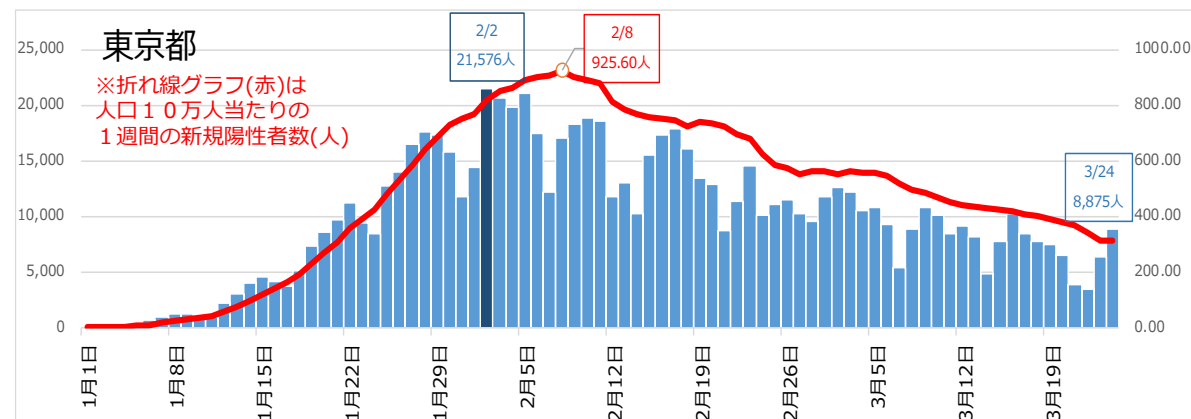
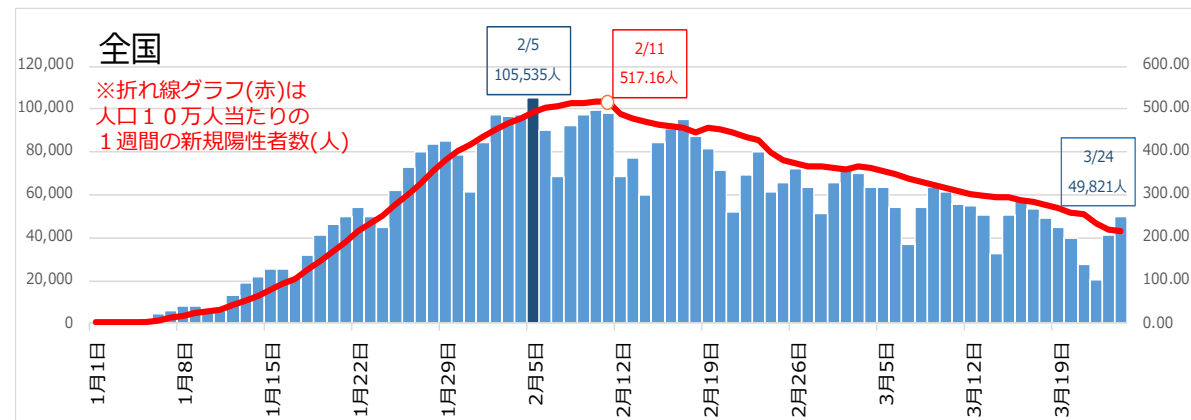
順位	都道府県名	3/24公表分 (3/17~3/23)の 新規陽性者数 (直近1週間)	3/24公表分 (3/17~3/23)の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	東京都	44,464	241,652
2	神奈川県	26,508	147,659
3	大阪府	22,328	149,748
4	埼玉県	21,349	105,080
5	千葉県	15,561	84,271
28	福島県	2,359	9,415
	全国計	271,810	1,456,299

(単位：人)

順位	都道府県名	3/24公表分 (3/17~3/23)の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	東京都	316.52
2	沖縄県	314.62
3	茨城県	294.49
4	埼玉県	290.67
5	神奈川県	286.97
35	福島県	128.69
	全国	215.47

(単位：人)

まん延防止等重点措置：3月21日ですべて解除



無料検査の期間の延長について

令和 4 年 1 月 3 日から開始している無料検査（感染拡大傾向時の一般検査事業）について、期間を延長します。

1 内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき、知事より「感染不安を感じる県民は検査を受けるよう」要請するもの

2 対象地域

福島県全域

3 期間

令和 4 年 4 月 30 日（土）まで ※ 3 月 31 日までとしていた期間を延長するもの。

4 対象者

感染リスクが高い環境にあるなどの理由により、感染不安を感じる福島県民（県内に居住実態がある方で、無症状者に限る。）

5 検査場所

県ホームページに検査実施場所の一覧を掲載します。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/v-kpackage1.html>

※現在、令和 4 年度の検査実施事業者を募集中であり、4 月 1 日以降の検査実施場所は、3 月 31 日までに掲載します。

6 その他

「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」による無料検査（「県民割」等の旅行、イベント参加等の際に必要な検査）は、令和 4 年 6 月 30 日（木）まで実施

新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

1 接種実績(累計) (令和4年3月23日時点)

		接種回数	全人口に対する 接種率
合計		3,810,460 回	-
	うち1回目接種	1,557,265 回	83.6%
	うち2回目接種	1,532,161 回	82.3%
	うち3回目接種	721,034 回	38.7%
全人口			1,862,059 人

※ 人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。

注1: 1・2回目接種の接種回数は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム(V-SYS)の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したものを合算したものである。

注2: 3回目の接種回数は、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したものである。

注3: 国の集計方法変更により、1月4日公表分から転出者分の接種回数を含めて集計している。

【3回目接種の想定対象者に対する接種率】

3月末累計約94万人 ⇨ 76.7%

※ 想定対象者は、2回目接種完了者全員が接種を希望すると仮定した場合の数を算定している。

県民の皆様へ 新型コロナワクチン接種のお願い

追加接種（3回目接種）により、オミクロン株感染に対する**発症予防効果や入院予防効果が回復**するとされています。

3回目に1・2回目接種とは異なるワクチンを使用しても、**十分な安全性と効果が確認**されています。



順番を迎えられた際には、ワクチンの種類を問わず、**3回目のワクチン接種をお願いします。**

- ◇ **ワクチンの接種により、感染を完全に防ぐことはできません。**
ワクチン接種後も、「うつさない」「うつらない」**行動**をお願いします。
- ◇ **小さなお子さんや高齢者への感染リスクを減らす**ことにもつながります。
1・2回目接種がまだの方も接種可能ですので、接種をご検討ください。

県民の皆さんへお願い ～春は移動の機会が増えます～

進学、就職、転勤等、移動の機会も増えるとともに、気温が上がり、お出かけの機会も増えるこの季節、改めて感染防止対策の確認をお願いします。

○ 外出先の感染情報や自治体の情報を確認！



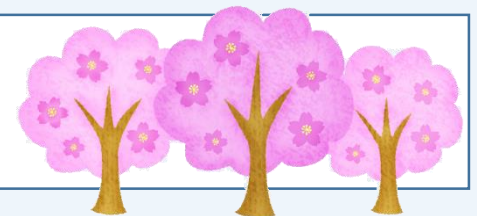
○ 目的地だけでなく往復の行程も気を緩めずに！
移動先での感染リスクの高い行動は控える！



○ 発熱やのどの痛みなど症状がある場合や、濃厚接触者となった場合は、外出・出勤しない！



○ お花見や会食の際は、感染防止対策を徹底！



春休み中における子どもの感染防止対策

元気に新学期が迎えられるよう、子どもたちの感染防止対策にご協力をお願いします。

家庭

- ◆春休み中も、毎日の体調チェックや手洗い、部屋の換気など感染防止対策の徹底をお願いします。

年度末・年度始めの行事

- ◆大人数での行事や保護者参加行事などは、感染防止対策の徹底をお願いします。

部活動等

- ◆感染リスクの高い活動や、宿泊を伴う行事等は停止してください。(重点対策期間中)
- ◆密集や近距離での活動等を避けるため、活動時間や場所の分散をお願いします。

子どもの居場所

- ◆放課後児童クラブ・学習塾・スポーツ団体等においても、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ◆放課後児童クラブ等の感染リスクを下げるため、市町村において学校施設を活用するなど、状況等に応じた対応を検討してください。



感染拡大防止重点対策

令和4年3月7日（月）～3月31日（木）

①子どもを感染から守る

子どもの感染が依然多いことから、保護者の皆さま、教育関係、児童施設関係の皆さまへご協力をお願いします。

②高齢者に感染を広げない

重症化リスクの高い高齢者に感染を広げないため、ご協力をお願いします。

③移動・会食に関するリスク回避

移動・会食の機会が増える時期を迎えることから、ご協力をお願いします。

NEW ④感染が拡大している地域の皆さまへ

特に、感染が急激に拡大している地域においては、ご家庭や、教育関係、児童施設関係における対策の強化について、ご協力をお願いします。

～感染収束に向けて、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いします～

ポイント1

子どもを感染から守る

保護者

- ・ 登校前にご家庭で、**検温を始め体調確認**をお願いします。
症状があるときは登校は控えてください。
- ・ ご家族に、感染者が確認された場合は、家族内の**児童・生徒が通う学校**を始め、関係する施設に**速やかに連絡**してください。

各学校・幼稚園・
保育所・
認定こども園・
放課後
児童クラブ・
学習塾・
スポーツ団体 等

- ・ 学習活動中を始め、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動で**基本的な感染防止対策の徹底**を指導してください。

○不織布マスクの正しい着用 ○人との距離の確保（できるだけ2m）
○こまめな換気（対角線上の窓を開けるなど） ○複合的な対策の実施

- ・ **感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）**や**宿泊を伴う学校行事等は停止**してください。
- ・ **体調不良の児童・生徒は、無理をさせず帰宅**させてください。
- ・ **先生や指導者の方も、体調管理の徹底**をお願いします。

「感染対策一斉点検」「ご家庭でもコロナ感染対策チェック」をお願いします。 23

高齢者に感染を広げない

ご自身で

- ・ 感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 高齢の方や基礎疾患のある方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
 - 混雑する場所や、感染リスクの高い場所への外出は控えてください。
 - 十分な栄養、適度な運動により免疫カアップをお願いします。

ご家族で

- ・ 家族内感染にならないよう、皆さんで取組をお願いします。
 - 定期的な換気、こまめな手洗いをお願いします。
 - 同居する高齢者と接する方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
- ・ 接種の順番を迎えられた際には、新型コロナウイルスの接種をお願いします。

施設内で

- ・ 施設内感染には引き続き注意願います。
 - 職員の方はマスクを正しく着用してください。利用者の方も可能な限りお願いします。
 - 施設内にウイルスを持ち込まないよう、職員の方（ご家族を含む）の体調管理をお願いします。
- ・ 感染対策一斉点検を実施します。

移動・会食に関するリスク回避

移動

**感染拡大地域との
不要不急の往来は控えてください。**

(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)



会食

**同一グループ・同一テーブルでの会食は4人以内
としてください。** (ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)

控えてください！

×密閉・密集・密接

×体調不良で参加

×大声やマスクなしでの会話

×深酒

※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

(新) ポイント4

感染が拡大している地域の皆さまへ

【感染事例1】

小学校のクラスター発生により、子どもが濃厚接触者になったが、家でのマスク着用などはしていなかったため、家族全員に感染が拡大した。



【感染事例2】

兄が濃厚接触者となり自宅待機を開始したがすぐに陽性。兄の陽性判明前に感染していたと思われる弟が通っていた保育所に感染が広がった。その後家族全員に感染拡大。

ご家庭で

濃厚接触者と分かったときには、すでに同居家族に感染しているケースが増えています。

- ◆濃厚接触者がいるご家庭では、**お互いにマスク着用や部屋を分けるなど、感染対策を徹底し、ご本人だけでなく同居するご家族も毎日の体調管理に注意**してください。
- ◆**同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から数日程度、出勤・登校・登園等を控える**などの検討をお願いします。

※オミクロン株の潜伏期間（感染してから発症するまでの期間）は、平均で3日（1～7日）程度です。
濃厚接触者となった家族に症状があらわれないか注意して過ごす必要があります。

学校・幼稚園・保育所等で

状況に応じて、以下をご検討ください。

- ◆機動的な学級・学年閉鎖、分散登校、オンライン授業等
- ◆少人数に分割した教育（保育）、大人数での行事や保護者参加行事の開催方法の工夫等
- ◆部活動やスポーツ少年団等における活動方法や活動時間の見直し等

感染拡大防止のための基本対策

令和4年3月4日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり **基本的な感染対策**を**徹底**してください。



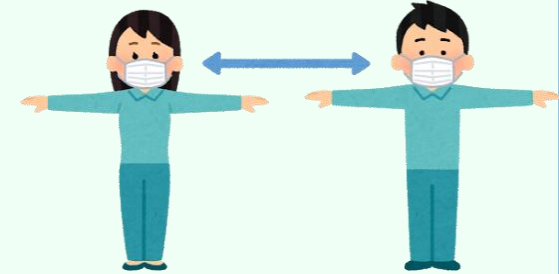
外出時や会話するときには、**マスクを正しく着用**しましょう。
※**不織布マスクを推奨**



こまめな**手洗い**、**手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との間隔は、できるだけ**2m**取りましょう。

2 **症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診**してください。



かかりつけ医や診療検査医療機関に相談してください。

かかりつけ医がない場合やどこに相談してよいか分からない場合は
受診・相談センター(Tel0120-567-747)

福島県 診療検査医療機関

検索Q

3

飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。

控えてください！



密閉・密集・密接

- 例えば・・・
- ×場所の換気が悪い
 - ×狭い場所に大人数
 - ×間隔を取らずに会話



体調不良で 参加

大声やマスク なしでの会話



深酒



- ※大人数・長時間の飲食は、しっかり対策を取ってください。
- ※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

「ふくしま感染防止対策認定店」

をおすすめします！

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



4

旅行や帰省等、移動する時は、
ご自身の体調管理や、
移動先の感染情報把握などを含め、
感染防止対策をお願いします。



出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粛等の
行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



5

接種の順番を迎えられた際には、
新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ・ ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



事業者の皆さまにお願いします

- ・ **職場内の感染防止対策**を徹底してください。
 - 従業員等の**手指消毒**や**マスク着用**の徹底、職場内の**消毒**や**換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - 従業員等の**出勤時の健康チェック**を徹底してください。
 - 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わり**に**注意**してください。
- ・ **ローテーション勤務**や**時差出勤**、**テレワーク**、**オンライン会議**等を活用し、**人との接触機会の低減**にご協力ください。
- ・ **事業継続計画（BCP）の再確認**や**策定**をお願いします。
- ・ **業種別ガイドライン等**を遵守願います。
(法第24条第9項に基づく要請)

イベント等を開催する事業者の皆さまにお願いします

- ・ イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の**感染防止対策を徹底**してください。

- 「三つの密」が発生しない席の配置
- 出演者や参加者等に係る行動管理
- 会場内の消毒や換気 など
- 人と人との距離の確保
- マスク着用の徹底

イベントの開催

- ・ **5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施**する場合は、**「感染防止安全計画」**を開催2週間前までに提出してください。
- ・ 上記イベント開催後は**「結果報告書」**を提出してください。
- ・ 上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表をお願いします。

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません

※大声ありのイベント 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

【感染防止安全計画の提出先：県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

電話：024-521-8644（受付時間9時～17時）

mail：corona-event@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、県HPを参照してください。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

施設管理者の皆さまにお願いします

- ・ 職員の方（ご家族を含む）の体調管理をお願いします。

大学・専門学校等

- ・ 感染防止対策について、
学生への周知と注意喚起をお願いします。

小・中・高等学校

- ・ マニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での
感染防止対策をお願いします。

医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設

- ・ 施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、
感染防止対策を徹底してください。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠:前回の本部員会議以降に実施した取組

(1)情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	対策本部、総務部
4		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
7	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
8	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
9	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
10	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
11	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
12	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
13	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
14	R3/7/1～	・感染拡大地域との不要不急の往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/7/1～R3/9/30) 「感染拡大地域との往来は注意を」を表示(R3/10/1～R3/11/18) 「移動する時は、感染防止対策を」を表示(R3/11/19～当面の間)	土木部
15	R3/12/20～	・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、年末年始における注意喚起の広報を実施	対策本部、総務部
16	R4/2/16	・ダルライザーを起用した子ども向けの感染対策動画の作成・ホームページでの周知	対策本部
17	R4/3/23	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第26版)を作成	対策本部

(2)サーベイランス・情報収集

18		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	--	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

(3)まん延防止

1)感染拡大防止対策等

①全般的な取組			
19	R2/6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
20	R2/7/16	・全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部
21	R2/9/11	・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
22	R2/10/23	・県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
23	R2/11/19	・県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
24	R2/11/20	・市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。(内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
25	R2/12/9	・庁内各部局、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
26	R2/12/11	・新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
27	R2/12/14～	・感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
28	R3/2/15～	・高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
29	R3/2/26～	・福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
30	R3/3/1	・高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
31	R3/3/2	・市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
32	R3/3/3	・医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
33	R3/4/8	・感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
34	R3/5/10～	・感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
35	R3/12/27	・ワクチン・検査パッケージ活用等に必要となる検査開始	対策本部
36	R4/1/3	・隣接県における変異株の市中感染を踏まえた無料検査の実施(～令和4年1月31日)	対策本部
	R4/1/25	・無料検査の期間を令和4年2月28日まで延長	
	R4/2/18	・無料検査の期間を令和4年3月31日まで延長	

37	R4/1/19	<ul style="list-style-type: none"> ・「南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策」(期間:令和4年1月21日～令和4年2月6日) <p>【要請内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①飲食店への営業時間短縮の要請 午後8時から午前5時までの事業体の営業自粛(酒類の提供は午後7時まで) ②市民への不要不急の外出自粛の要請 	対策本部
38	R4/1/21	<ul style="list-style-type: none"> ・国(新型コロナウイルス対策本部長)へまん延防止等重点措置の適用に係る要請 	対策本部
	R4/1/25	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県に対するまん延防止等重点措置の適用が決定 <p>【期間】1/27～2/20</p> <p>【重点区域】福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市</p> <p>【その他区域】上記以外の市町村</p> <p>【要請内容:福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民に対する協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮の要請時間以降の飲食店等利用の禁止 ●飲食店等に対する協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・認定店 ①か②のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①午後9時から午前5時までの時間帯の営業の自粛(酒類の提供は午後8時まで) ②午後8時から午前5時までの時間帯の営業の自粛(酒類の提供は終日自粛) ・非認定店 午後8時から午前5時までの時間帯の営業の自粛(酒類の提供は終日自粛) ●飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設)事業者に対する協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・入場時や施設内での整理誘導、人数管理・人数制限の実施 <p>【要請内容:全県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イベント等を開催する事業者への協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・安全計画策定イベント:人数上限20,000人かつ収容率100%(大声なしの担保が前提) ・その他イベント:人数上限5,000人かつ収容率上限50%(大声あり)・100%(大声なし) 	対策本部
	R4/1/28	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置を県全域に拡大 <p>【期間】1/30～2/20</p>	
	R4/2/18	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置を3月6日まで延長 	
39	R4/1/28	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県非常事態宣言発出(1/30～2/20) 	対策本部
	R4/2/18	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県非常事態宣言を3月6日まで延長 	
40	R4/3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置及び福島県非常事態宣言解除決定 	対策本部
41	R4/3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・～子どもと高齢者を守る～オールふくしま感染対策総点検キャンペーン(期間:3/7～3/18) <ul style="list-style-type: none"> ●感染対策一斉点検 子ども・高齢者の施設における感染対策の総点検 ●家庭での感染対策チェック ご家庭用チェックリストを活用し、家庭における感染対策の点検 	対策本部

42	R4/3/7～ R4/3/31	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止重点対策(期間:3/7～3/31) <ul style="list-style-type: none"> ●子供を感染から守る ●高齢者に感染を広げない ●移動・会食に関するリスク回避 ●感染が拡大している地域の皆さまへ(※3/11追加) 	対策本部
43	R4/2/1	・令和4年1月まん延防止等重点措置区域(全県)における時短要請協力金の早期支給申請受付開始(令和4年2月10日必着分まで)	商工労働部
44	R4/2/10～	・売上の減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金第4弾)申請受付開始(令和4年4月28日まで)	商工労働部
45	R4/2/21～	・令和4年1月まん延防止等重点措置区域(全県)における時短要請協力金の本申請受付開始(令和4年4月15日まで)	商工労働部
46	R4/3/7～ R4/3/18	<ul style="list-style-type: none"> ・オールふくしま感染対策総点検キャンペーンを踏まえた、日々の感染対策の総点検等の実施 ※ 市町村立小中学校にも同様の対応を依頼 	教育庁
47	R4/3/7～ R4/3/31	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策を踏まえた、全ての県立学校の感染リスクの高い学習活動や宿泊を伴う学校行事の停止等 ※ 市町村立小中学校にも同様の対応を依頼 	教育庁
48	R4/3/11	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
49	R4/3/14～	・令和4年2月まん延防止等重点措置に伴う時短要請協力金(延長分)の受付開始(令和4年5月27日まで)	商工労働部
50		・医療機関に対する医療資材の配布、福祉施設に対するマスク・消毒液の配布を実施	対策本部、保健福祉部、こども未来局

(4)医療等

1)相談体制

51	R2/2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
52		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応)	対策本部、保健福祉部
53	R2/5/25	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 ・帰国者・接触者相談センター:15回線 ※21:00～8:30は4回線 	対策本部、保健福祉部
54	R2/11/1～	・「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
55	R2/12/1～	・外国人住民からの相談等に応じる相談支援員として保健師を配置。企業や学校、外国人コミュニティを訪問し、新型コロナウイルス感染症についての情報提供や「新しい生活様式」の啓発等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の不安解消や生活面での助言を行う。	生活環境部
56	R3/1/18～	・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
57	R3/4/28～	・受診・相談センターへの電話、通訳支援を行うほか、相談支援員(保健師)が相談対応や助言を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充。(保健師の助言等は平日9:00～17:00)	生活環境部

2) 外来医療提供体制

58	R3/2/24～	・ 県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
59	R3/11/1～	・ 県内の地域外来の設置数19(うち県委託16)	対策本部
60	R4/3/15～	・ 発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、592機関を指定	対策本部

3) 検査体制

61	R2/9/1～	・ 妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
62	R3/4/23～	・ 県内の一日あたりのPCR検査能力は通常時で6,000検体	対策本部、保健福祉部
63	R4/3/11～	・ 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として令和2年9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が641となった。	保健福祉部

4) 病床等確保と入院患者受入体制

64	R2/4/1～	・ 県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、保健福祉部
65	R2/4/7～	・ 対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、保健福祉部
66	R2/5/26	・ 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
67	R3/12/10	・ 保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を確保 病床:通常時最大709床(計画上650床) 緊急時最大799床(計画上750床) 宿泊療養施設:最大室数603室(計画上600室) 入院待機ステーション:2施設(いわき市・郡山市(追加))	対策本部、保健福祉部
68	R4/2/8	・ 保健・医療提供体制確保計画に基づく病床を9床追加 病床:通常時最大743床 緊急時最大827床	対策本部、保健福祉部
69	R4/2/10	・ いわき市と西郷村に宿泊療養施設(290室)を確保 稼働室数1,356室、確保見込み室数1,646室に拡大	対策本部
	R4/2/25	・ いわき市と西郷村の宿泊療養施設(290室)運用開始に伴い、稼働室数1,646室に拡大	
	R4/3/25	・ いわき市1施設(99室)の契約満了に伴い、稼働室数1,547室に	

5) 患者受入・移送体制

70	R2/6/11	・ 新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、保健福祉部
----	---------	--	------------

6) 医療人材の確保

71	R2/5/26	・ [再掲]医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
----	---------	--	------------

7) 診療情報の共有

72	R2/4/30	・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、保健福祉部
73	R2/5/14	・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始	対策本部、保健福祉部

(5) 経済・産業・雇用対策

① 企業への経営支援等

74	R2/3/5	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
75	R2/7/9～	・ 活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助)	商工労働部
76	R3/10/1	・ 福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」の予約を開始。(宿泊対象期間(第1弾):10/4チェックイン～10/31チェックアウト)	観光交流局
	R3/10/25	・ 「県民割プラス」の11月分予約を開始。(宿泊対象期間:10/31チェックイン～11/30チェックアウト)	
	R3/11/24	・ 「県民割プラス」の12月分予約を開始。(宿泊対象期間:11/30チェックイン～1/1チェックアウト)	
	R3/12/23	・ 福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」のR4年1月分予約を開始。(宿泊対象期間:1/1チェックイン～1/31チェックアウト)	
	R4/1/25	・ 福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」の新規受付停止。(申込済みの1月末までの宿泊分は有効)	
77	R3/11/1～	・ ふくしま飲食店応援事業「オールふくしま食べて応援キャンペーン」利用期限延長(令和4年3月31日まで)	商工労働部
78	R3/12/6	・ 新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)の取扱期間の延長(令和4年3月31日融資実行分まで)	商工労働部
79	R4/1/4～	・ 県中小企業制度資金「伴走支援型特別資金」を新設し、県内金融機関と連携して事業者の資金繰り支援を強化。(取扱期間:令和4年3月31日融資実行分まで)	商工労働部
80	R4/3/25	・ 福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」の予約受付を開始。(宿泊対象期間:3/28チェックイン～4/29チェックアウト)	観光交流局

② 世帯への貸付制度等

81	R2/3/25	・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
82	R2/4/20～	・ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部

③ 相談体制

83	R2/1/29	・ 商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
84	常設	・ 福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
85	R2/3/3	・ 県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
86	R2/2/14～	・ 福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部

87	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
88	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
89	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
90	R3/4/1～	・新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食向け米の販売量が減少し、前年に比べ民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米に続き、令和3年産米の価格下落が懸念されていることから、令和3年産の主食用米を飼料用米等の非主食用米への作付の転換を推進する。	農林水産部
91	R3/10/8	・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年又は令和4年の収入保険に新規加入する際の保険料の一部に対して補助金を交付する。	農林水産部
92	R3/10/9～	・新型コロナウイルス感染症の影響で中食・外食向け県産米の販売量が減少し、米の在庫量が増加していることから、	農林水産部
93	R3/10/11～	・新型コロナウイルス感染症による飲食事業者の休業等に伴い、県産農林水産物の外食需要が低迷し影響を受けて	農林水産部

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

94	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
95	R2/4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
96	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
97	R2/10/7	・インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部
98	R3/7/21	・新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におけるシトラスリボンの着用	対策本部
99	R3/9/15	・インターネットを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防止するための啓発事業を拡大して実	生活環境部
100	R4/2/8	・「優しさは、心を結ぶ。」において、改めて新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等防止の呼びかけを実施。	生活環境部

2) 緊急事態宣言後の取組み

101	R4/3/11	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
-----	---------	------------------------------	------

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

102	R3/9～10	・福島県第三セクター鉄道等運行継続支援金を交付決定	生活環境部
103	R3/11	・福島県広域路線バス事業者運行継続緊急支援金を交付決定	生活環境部
104	R3/11/8	・福島県高速バス・貸切バス・タクシー事業者運行継続緊急支援金の受付開始。HP等で周知。(事業者が車両を維持し継続して運行するのに必要な経費を支援。受付期限はR3.12.31まで)	生活環境部
105	R4/2/4	・福島県高速バス・貸切バス・タクシー事業者運行継続緊急支援金について、高速バス・貸切バスにおける補助対象者を県内に営業所を有するものに拡大して受付開始。対象者に対し、文書で周知。(事業者が車両を維持し継続して運行するのに必要な経費を支援。受付期限はR4.2.28まで)	生活環境部

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- まん延防止等重点措置が解除され、オールふくしま感染対策総点検キャンペーン及び感染拡大防止重点対策の実施が発表されたことを踏まえ、以下の内容を各所属に通知。
 - ・ 感染拡大地域との不要不急の出張について中止又は時期の見直し。
県外からの来客等も、極力オンライン会議等を活用。
 - ・ 在宅勤務等の積極的な活用
 - ・ 職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・ 職務外での感染防止（感染拡大地域との不要不急の往来は控えること、3つの密（密集、密接、密閉）ではなく1つの密でも避けること、大人数・長時間の飲食を控えること 等）（R4/3/7）
- 福島県非常事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されてからも県職員の感染が続き、県出先機関において15名の感染が確認されるとともにクラスターに認定されるなど、感染爆発を警戒すべき情報が続いているため、3月7日以降も「オールふくしま感染防止対策点検キャンペーン」及び「感染防止重点対策」であることを踏まえ、決して気を緩めず、いまだ第6波のまっただ中にいるという危機意識を持ち続けるよう、職員への注意喚起と職場等における感染症対策の更なる強化について通知。（R4/3/9）
- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備（出発、到着とも対応可）
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ（R3/5/21令和3年度第5号補正専決処分）

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更 (R2/5/22～)

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。(令和2年9月議会福島空港条例改正)
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則6ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。(R2/12/23)

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底(消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など)
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施 (R2/3/6～)
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限 (R2/3/9～)

- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（R2/3/11～）
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（R2/4/17～）

◆ **議会事務局**

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ **警察本部**

（1）県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

（2）勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）

◆ **知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局**

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施